

SGS システム認証マーク使用規程

1. はじめに

本規程は、SGS Société Générale de Surveillance SA (以下「SGS SA」という)が所有し、SGS ジャパン株式会社(以下「審査登録機関」という)に利用が認められ図1に例示される。SGS システム認証マーク(以下「認証マーク」という)に関するものである。

図1に示す認証マークは例示であり、顧客がそのまま利用することはできない。使用されるべき正しいロゴマークは審査登録機関によって顧客に提供される。提供されるマークのデザインや文言は例示と異なる場合があるが、認証契約に従って、本規程が適用される。

SGS SAは、いつでも図1に示す認証マークを別の認証マークに変更する権利を有する。

認証マークの使用は、そのマネジメントシステムが、マークに関連付けられた規格に対して、審査登録機関により、認証されている顧客に限定される。

2. 定義

本規程において、

- (a) 「認定機関」とは、審査登録機関が、第三者マネジメントシステム認証を行う審査登録機関の認定を行う機関をいう。
- (b) 「認定マーク」とは、直接審査登録機関に、また、認定機関が許可する場合には、審査登録機関を通じてマネジメントシステムが認証されている顧客に対し、使用が認められている認定機関のマークをいう。使用が許可された場合、SGS から提供された認証マークとの組み合わせでのみ使用しなければならず、いかなる場合であっても認定マーク単体で使用してはならない。
- (c) 「審査登録証」とは、顧客の登録範囲を特定した審査登録機関から発行される審査適合性の証書とその付属書をいう。
- (d) 「規格番号」とは顧客のシステムが認証を受ける対象となるそれぞれの規格を示す番号をいう。
- (e) 「顧客」とは、審査登録証が発行される組織をいう。
- (f) 「実施規程」とは、認証の授与、更新、拡大、縮小、一時停止、復帰もしくは取り下げを行

う場合の条件を、SGS SAが詳細に記述した文書をいう。

- (g) 「コミュニケーション媒体」とは、顧客が利用する広告物、展示物、ポスター、テレビ広告、販売促進ビデオ、ホームページ、パンフレット等の広告や手帳、マグカップ、コースター、ドアマット等の販売促進用品、広告パネルや看板等の屋外広告、販売契約文書、便箋、名刺、請求書、送付状、配達伝票等の文房具、車両、旗やウィンドステッカー、および顧客が自らの顧客向けに利用するすべてのその他のコミュニケーション媒体をいう。
- (h) 「認証マークの誤用」とは、本規程に違反する使用をいう。また、これには認証マークの模倣、偽造及び加工も含まれる。
- (i) 「規格」とは、マネジメントシステムが満たすべき要件、及びマネジメントシステムがそれら要件を遵守することを管理する方法を示したものをいう。
- (j) 「使用」とは、合法的で許可された制約付きの、非独占的で有期限、かつ取消可能なマーク使用の権利をいう。

3. マークの使用

3.1 顧客は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (a) 本規程および審査登録証の記載に基づき認証マークを使用すること。
- (b) 自らの登録範囲に含まれる組織の活動との関連においてのみ認証マークを使用すること。
- (c) コミュニケーション媒体には、登録範囲に関連する事項とその他の事項が混同されない方法で認証マークを使用すること。また登録範囲に含まれない活動が、登録範囲に含まれると暗示するような方法で使用しないこと。

- (d) 認証マークは校正証明書及び分析証明書等の適合証明書に使用しないこと。
- (e) 製品認証との混同を避けるため、製品又はかかる製品の包装への認証マークを使用しないこと。製品の包装又は付帯情報には、(マークを使用せずに)顧客が認証されたマネジメントシステムをもつことの表明を示すことができるが、この表明は、製品、プロセス(又はサービス)が認証されていると示すものであってはならない。この表明には次の事項の引用を含まなければならない。認証された顧客の名称や商標名、マネジメントシステムの種類(例えば品質、環境など)と適用規格(ISO9001など)審査登録証を発行した認証機関の名称。
- (f) 認証マークは(認定シンボルとの組み合わせまたは認証マーク単独で)次に掲げる媒体で使用可能であること。ただし、認定機関が認める場合はこの限りではない。販売契約書、便箋、名刺、請求書、送付状、配達伝票等の文房具、あるいは、広告物、展示物、ポスター、テレビ広告、販売促進ビデオ、ホームページ、パンフレット等
- (g) 認証マークは(認定シンボルとの組み合わせではなく)単独で、次に掲げる媒体で使用可能であること。ただし、認定機関が認める場合はこの限りではない。旗、車両、製品に付帯する販売促進の物品、ウィンドステッカー、広告パネル、さらには手帳、マグカップ、コースター、ドアマット等の販売促進グッズ
- (h) 認証マークをホームページに掲載する場合には、認証クライアントディレクトリ(<https://www.sgsgroup.jp/ja-jp/certified-clients-and-products/certified-client-directory>)にリンクをはること。

SGS システム認証マーク使用規程

- (i) 審査登録証の有効期限内もしくはその期限後も、認証マーク又はその模倣を登録もしくは登録企図、認証マークの所有権の請求又は当該主張、本規程に定められる認証マークの使用を許可する審査登録機関及びかかる承継人もしくは譲受人の権限に異議申立をしないこと。
- (j) 審査登録証の一時停止、取り消し、取り下げの場合にあっては、認証マークの使用や当該マークに係る言及を直ちに中止し、かかる後にマークのコピーもしくは模倣をしないこと。
- (k) 買収又は合併を行う場合、認証マークの使用権の移転にあたり、審査登録機関から書面による許可を取得すること。

3.2 認証マークの使用は、顧客に、その役務の遂行、並びに製品の性能、設計、製造、発送、販売もしくは配達に係る法的責任を免除するものではない。

4. 顧客のモニタリング

審査登録機関は、認証マークの有効期間全体にわたり、規格に示される方法及び頻度で、必要とされるすべての確認を自ら、もしくは代理者に委託して実施することができる。かかる確認を行うことにより、各マネジメントシステムに対応した規格が適用されていること、かつ、本規程及びSGS実施規程への適合性の維持を確保する。

5. 罰則及び不服申し立て

認証マークの誤用があった場合、審査登録機関は、要請に応じて審査登録機関より提供される罰則の手順に従って、直ちに顧客の登録及び認証マーク使用権の一時停止又は取り消しを行うことができる。顧客は、審査登録機関の決定に対し、要請に応じて審査登録機関から提供される不服申し立て手順に従って不服申し立てを行うことができる。

6. 使用の停止

顧客は、認証マークの使用を停止もしくは、一定の期間一時停止することができる。この場合、顧客は審査登録機関に書面で通知するとともに、自らのコミュニケーション媒体に対しすべての必要な変更を行う。この情報に基づき、審査登録機関は、顧客に、認証マークの

暫定的又は完全な使用停止に係る条件を顧客に通知する。

7. 費用の条件

認証マーク使用の承認に係る費用の条件については、審査登録機関と顧客との間の契約によりこれを定める。

8. 機密保持

審査登録機関との間に別途取り決めがない限り、審査登録証並びに本規程及び本規程に示された認証マークのサンプルを除き、顧客は審査登録機関から提供されるすべての文書を機密として保持するものとする。

9. 規則の変更

審査登録機関は、国内法及び国際法並びに認証マークの使用の権利及び権利を得る上での条件に係る強制性を有する規則及び規格を全て遵守する。審査登録機関は、それらの変更について、顧客に書面で通知を行い、顧客は、それらの変更を適用する義務を負う。

10. 認証マーク使用規程の変更

審査登録機関は、いつでも本規程を変更する権利を有する。本規程の変更は、すべて書面にて審査登録機関より顧客に通知される。

11. 技術的詳細

- (a) 図1に示された認証マークは例示であり、審査登録機関は、使用されるべき正しいロゴマークを顧客に提供する。
- (b) 多色刷りの文書において認証マークを使用する場合は、灰色(パントンコード424)とオレンジ色(パントンコード021)の組み合わせを優先的に用いる必要があるが、灰色での単色(65%網かけした黒色)を使用することも可能である。
- (c) 一色刷りの文書において認証マークを使用する場合は、灰色とオレンジ色の組み合わせ、もしくは文書に使用している印刷色(印刷色を65%網掛けしたもの)を使用することが可能である。

- (d) 多色もしくは一色刷りの文書において、認証マークが明瞭に見えるのであれば、色つきの背景に表示することも可能である。
- (e) ホームページに使用する場合は、透過形式の認証マークイメージを作成し、それを使用することが可能である。
- (f) 認証マークは、その文字が判読できる限り、拡大又は縮小することができる。
- (g) 認定マークは、審査登録機関から提供された、認証マークとの組み合わせによってのみ使用されるものとし、いかなる変更や修正を加えたり、形を変えたりすることはできない。

図1
認証マーク

